

事 務 連 絡
平成 2 2 年 6 月 1 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産赤とうがらし)

標記については、「食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成22年3月30日付け事務連絡)の別添 1 の 2 の別表 1 4 によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府において赤とうがらしに係る登録業者の登録が行われたことから、別表 1 4 を別紙 2 のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。